

鹿屋市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

鹿屋市長

御 原 和 男

鹿屋市条例第 7 号

令和 8 年 3 月 19 日 議 決

## 議案第18号

鹿屋市火入れに関する条例の一部改正について

鹿屋市火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月18日提出

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市火入れに関する条例の一部を改正する条例

鹿屋市火入れに関する条例（平成18年鹿屋市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合」に改める。

第14条中「市長及び大隅肝属地区消防組合消防長又は大隅曾於地区消防組合消防長」を「大隅肝属地区消防組合消防長（以下「消防長」という。）及び市長」に改める。

第15条の見出し中「大隅肝属地区消防組合消防長等」を「消防長」に改め、同条第1項中「大隅肝属地区消防組合消防長又は大隅曾於地区消防組合消防長」を「消防長」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

火入れの中止の条件に林野火災に関する注意報等が発令された場合を加えるほか、所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。